

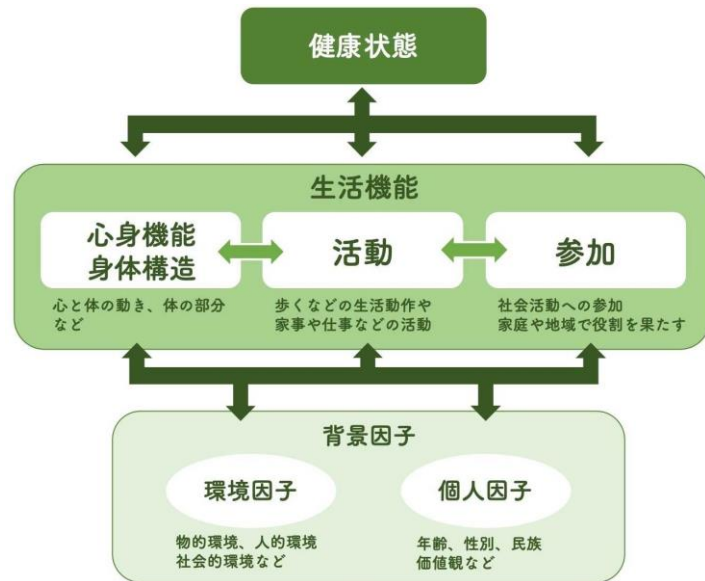
『障害』について考えよう!



12月3日は、障害者の社会参加を促進するために国連が定めた「国際障害者デー」です。日本で、障害がある方は人口の7.4%、936万人です（厚労省、2018年）。この数字は、障害認定を受けている方で、実際には、もっと多くの方が何らかの不自由を抱え生活されています。

● 『障害』という概念は曖昧

法律で、「障害者」とは「身体障害、知的障害、精神障害があるため、継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける状態にある者」と定義されています。行政から認定された「障害者」は、身体障害の領域では、主治医の診断書により、障害者等級が決められ、障害者手帳が交付されています。障害という概念は曖昧で、行政、法律的にはどこかで線引きをして定義されています。



引用:ジョブモデル-HPより

● リハビリテーションにおける『障害』

リハビリテーションでは、国際生活機能分類（ICF：上図）という概念を使って、例えば脳卒中という病気があって、体の麻痺、認知機能の低下が生じたり、着替えなどの活動に支障が生じたり、町内会の仕事という参加に支障が生じたなど、できないこと（障害）を見つけるだけでなく、その人ができることや残された能力、そしてその方独自の強み(個人因子)、その方がいる環境的な要因も含めた上で、その人の生きる全体像を捉えて、障害があっても、いきいきと自立した生活が営めるように、支援を行います。どんなに重度な障害があったとしても、リハビリテーションを通じて、残存機能や、その方の強みを活かして、幸せに生きることが出来ます。

● 『障害』は、考え方、環境や時代によっても変わるもの

『障害』は、いつも生活の制限になるとは限りません。例えば、医学の進歩で、手足が動かせるようになる。電動車いすやロボットなどの機器の進歩で、手足の代わりになる。物理的な環境（街中のエレベータ、手すり）、人的な環境（周囲の人の受け入れ）などにより変わるもので、障害は社会が作るという側面もあります。障害は、ご本人が、障害のことをどのように捉えて、周りの方がどのように受け入れ、その人を全体的に捉え、本当に必要な資源を提供することが大切だと思います。年に一度の期間なので皆さんも障害について考えてみてもらえると嬉しいです。

